

# 令和5(2023)年度「榊原忠幸基金海外留学支援資金」奨学生募集要項 <追加募集>

この奨学資金は、故榊原忠幸氏（元シチズン時計副社長 昭和29年法学部卒業）のご令室からの寄附金を原資として、海外留学を志す者のうち、学業等に優れ、かつ経済的支援が必要な者に対して、海外留学の機会を提供することを目的として、平成26年度に創設された。

令和5年度の奨学生を下記により追加募集するので、本奨学資金の援助を希望する者は、支援内容等を理解した上で、応募すること。

## 記

### 1 趣旨

令和5年度「榊原忠幸基金海外留学支援資金」は、本学が実施する海外派遣留学制度により留学する学部生のうち、特に学業優秀で、かつ経済的支援が必要な者に対して留学費用の軽減を目的に経済的支援を行う。

### 2 応募資格

応募時点において、以下(1)～(2)のすべての要件を満たす者。

- (1) 令和6年海外派遣留学制度<冬出発>に応募する学部生
- (2) 学業優秀で、かつ経済的支援が必要な者(注1)

(注1) 学業優秀で、かつ経済的支援が必要な者とは、日本学生支援機構(JASSO)第一種奨学金の学力基準及び家計基準を満たす者をいう。

(家計基準) [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kakei/zaigaku/daigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/zaigaku/daigaku.html)

(学力基準) [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/gakuryoku/zaigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/gakuryoku/zaigaku.html)

※外国籍の人は申込資格に制限がある。申込希望者は、在留資格の記載がある書類を提示のうえ、応募資格の有無について、事前に問い合わせること。(申込資格がない在留資格の例:「家族滞在」「留学」など)

### 3 採用人数

3名

### 4 支援内容

令和5年度海外派遣留学制度で留学する期間・地域に応じて、留学準備金ならびに滞在費を支援する。

#### 【留学準備金】

通年(2セメスター): 60万円

半期(1セメスター): 40万円

#### 【滞在費】

別表に定める派遣先地域・都市に応じた金額(月額)

## 5 提出書類

以下に定める書類をすべて提出すること。

提出書類	摘要
①奨学金申請書（様式 1/様式 2）	様式 1 に必要事項を過不足なく記載すること。 ※奨学金を希望するに至った家庭事情・理由や特に説明を要することについて、記載すること。紙面が足りない場合には、別紙として提出することも可とする。 主に家計を支えている人と別居している場合には、様式 2 「生計維持者別居に係る控除申請書」も提出すること。 ※家賃等の申告内容を裏付ける最近 12 か月分の領収書等の写しを添付すること。
②収入に関する証明書類	※別添の収入証明書類一覧表を参照のこと。
③個人情報の取り扱いについて	内容を確認・署名の上、提出すること。

## 6 提出期限・書類提出先

提出期限：令和 5 年 7 月 5 日（水）15:00【期限厳守】

※提出期限を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

※提出書類について不明点がある場合には、必要に応じて聞き取り調査を行うことがある。

書類提出先：学務部教務課教務第五係窓口

## 7 選考方法

令和 6 年海外派遣留学制度<冬出発>に内定した学生のうち、令和 6 年海外派遣留学制度<冬出発>応募時の成績及び経済的困窮度を総合的に評価し、選考する。

## 8 奨学生の決定

令和 5 年 8 月下旬に、教務課教務第五係よりメールにて奨学生に通知する。

なお、選考状況等に応じて、追加募集を行う場合がある。

## 9 支給方法

奨学生が指定する日本国内の銀行口座（本人名義）へ支払う。

## 10 注意事項

(1) 本学が定める期間内に派遣先大学の入学許可を取得できない場合、または留学を開始できない場合には、奨学生としての資格を取り消すものとする。

(2) 奨学生が次のいずれかに該当すると認められたときは、上記「4 支援内容」の返還を命じる場合がある。

ア 休学、退学または除籍となったとき

イ 海外派遣留学制度における義務の不履行や不誠実な態度が認められたとき

ウ 学修への取り組みが不十分と認められたとき

エ 海外派遣留学制度を辞退したとき、または本学より留学の中止・帰国命令を受けたとき

オ 留学中の学業成績または素行が不良と認められたとき

カ 留学中の行為により、停学その他の処分を受けたとき

キ 海外派遣留学制度の定める「派遣留学に関する誓約書」の遵守事項違反が認められたとき

ク その他奨学生として適当でない事実があったとき

- (3) 榊原忠幸基金海外留学支援資金と堀海外留学支援資金奨学金、Tazaki 財団英国留学奨学金、一橋大学海外留学奨学金または日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）奨学金との併給は認めない。その他奨学金団体から海外派遣留学制度の経済的支援を目的とした奨学金の併給を希望する場合には、団体によっては他の奨学金との併給を認めない場合があるので、併給を受けようとする奨学金支給団体に確認すること。他奨学金支給団体等からの奨学金について、滞在費の月額が本奨学金の滞在費の月額を上回る場合、本奨学金の滞在費は支給しない。また、留学準備金について、他団体からの奨学金と支援内容が重複する場合は、本奨学金制度の減額を行う。
- (4) 奨学生は、海外派遣留学制度終了後、本学が別途指示する留学報告書を遅滞なく教務第五係に提出しなければならない。提出しない場合には、上記「4 支援内容」の返還を命じる場合がある。

## 11 問い合わせ先

学務部教務課教務第五係

電 話：042-580-8764

E-mail：edu-gs.g@ad.hit-u.ac.jp